農地の賃借料情報を提供します

利用権設定に伴う農地の賃借についての賃借料は、従来、標準小作料を参考に契約を締結されていましたが、昨年12月に施行された農地法の一部改正により標準小作料制度は廃止されました。

これに替わるものとして、農業委員会は、賃借料についての情報提供を行うこととなりました。

下記の賃借料情報は、農地法第52条の規定に基づき、過去1年間の賃貸借契約(利用権設定)を締結された分の情報を旧大字別に、最高・最低・平均額を算出したものです。賃貸借契約の目安としてご利用ください。

下記の情報は、平成22年度産について適用(毎年情報提供をします)されますが、この情報はあくまでも目安であり、実際に契約されるときは貸し手と借り手で協議をしてください。

なお、契約期間が残っている場合についても双方で協議の上、額の調整をお願いします。

詳細については、お問い合わせください。

◎問い合わせ先
神埼市農業委員会事務局
☎37-0108

◎行政区(大字)別賃借料設定状況

◎参考資料　(単位：円/10ａ)

町名	地区	旧大字	データ数(筆数)	最高(円)	最低(円)	平均(円)	区分	H19～	整備地区外		H16～	H13～	H10～
神埼町	神埼	永歌	24	25,000	20,000	23,542	B	23,000	C	15,500	25,300	26,800	28,000
		本堀	39	25,000	10,000	23,939	A	25,000	B	23,000	27,000	28,500	30,000
		田道ケ里	44	23,000	13,298	22,268	B	23,000	C	15,500	25,300	26,800	28,000
	西郷	横武	16	25,000	23,000	24,875	A	25,000	B	23,000	27,000	28,500	30,000
		本告牟田	12	25,000	23,000	23,500	A	25,000	B	23,000	27,000	28,500	30,000
		姉川	46	25,000	20,000	24,457	A	25,000	B	23,000	27,000	28,500	30,000
		尾崎	60	23,000	16,000	22,983	B	23,000	C	15,500	25,300	26,800	28,000
		竹	99	25,300	15,500	22,213	B	23,000	C	15,500	25,300	26,800	28,000
	仁比山	鶴	39	23,000	16,100	22,958	B	23,000	C	15,500	25,300	26,800	28,000
		城原	31	23,000	6,200	19,268	B	23,000	C	15,500	25,300	26,800	28,000
		志波屋	34	23,000	23,000	23,000	B	23,000	C	15,500	25,300	26,800	28,000
		的	8	23,000	20,000	20,750	B	23,000	C	15,500	25,300	26,800	28,000
千代田町	東部(千歳)	崎村	28	25,000	25,000	25,000	A	25,000	全域をA地区として適用		27,000	28,500	30,000
		渡瀬	22	25,000	25,000	25,000	A	25,000			27,000	28,500	30,000
		柳島	7	25,000	25,000	25,000	A	25,000			27,000	28,500	30,000
		迎島	5	25,000	11,834	14,467	A	25,000			27,000	28,500	30,000
		用作	2	25,000	25,000	25,000	A	25,000			27,000	28,500	30,000
	中部(城田)	直鳥	13	25,000	15,706	24,285	A	25,000			27,000	28,500	30,000
		姉	19	25,000	20,000	24,211	A	25,000			27,000	28,500	30,000
		黒井	16	25,000	25,000	25,000	A	25,000			27,000	28,500	30,000
		嘉納	23	25,000	10,438	21,995	A	25,000			27,000	28,500	30,000
		詫田	8	25,000	11,080	21,945	A	25,000			27,000	28,500	30,000
		下板	30	25,000	25,000	25,000	A	25,000			27,000	28,500	30,000
	西部(境野)	境原	26	25,000	25,000	25,000	A	25,000			27,000	28,500	30,000
		餘江	15	25,000	15,773	23,770	A	25,000			27,000	28,500	30,000
		下西	7	25,000	25,000	25,000	A	25,000			27,000	28,500	30,000
脊振町	広滝	広滝	0				D	15,000	小字別の区分あり		17,000	18000	20000
	服巻	服巻	3	10,000	7,160	9,053	E	11,000			13,000	14,000	16,000
	鹿路	鹿路	2	7,000	7,000	7,000	F	8,000			8,000	9,000	11,000

(参考資料の見出し：平成10年以降の標準小作料の推移)

注) 1　旧大字の賃借料平均に比べ著しく高額又は低額な案件は参考データから削除しました。また、物納・役務も除外しています。(広滝は物納のみ1件)
2　神埼町については、圃場整備地区内・地区外での適用区分がありましたが、千代田町と脊振町は区分けはありませんでした。
3　A～Fは農地区分です。

市県民税・固定資産税の前納報奨金の廃止について

神埼市では、市県民税と固定資産税の前納報奨金制度を設け実施してきましたが、社会情勢の変化や全国的な動向を踏まえ、平成22年4月から当該制度を廃止させていただくこととなりました。

◎問い合わせ先

神埼市役所　税務課　☎37－0114

※納税には便利な口座振替のご利用を。

くらしの安全安心情報

特定商取引法と割賦販売法が改正

近年、悪質な訪問販売による被害やクレジットによる多額の購入契約を結ばされてしまうといった事例が増えています。こうした消費者被害を防止するため、特定商取引法と割賦販売法が改正され、平成21年12月1日から施行されました。

ポイント① ＜規制の抜け穴を解消＞

特定商取引法の規制の対象が広がりました。これまでは指定された商品やサービスが規制の対象となっていましたが、訪問販売、電話勧誘販売、通信販売で購入した、原則すべての商品・サービスがクーリング・オフの対象になりました。

ポイント② ＜訪問販売の規制強化＞

「契約しない」という意思を示した消費者に対して、再勧誘することは禁止されています。

必要量を超える「過量販売」の契約は、契約後1年以内であれば解除できます。

ポイント③ ＜クレジット契約の規制強化＞

訪問販売などで商品やサービスの説明にウソがあったり、過量販売があった場合に、個別クレジットで支払っているならばこれを解約し、すでに支払済みのお金を返してもらうことが可能になりました。

ポイント④ ＜通信販売の規制強化＞

返品の可否や条件を広告に表示していない場合は、8日間は送料を自己負担で返品し、契約の解除ができるようになりました。

◎問い合わせ先

神埼市役所　商工観光課　☎37－0107

平成22年4月から肝臓機能障害による身体障害者手帳が交付されます

○対象者　認定基準に該当する肝臓機能障害のある方。肝臓移植を受け、抗免疫療法を実施している方。

○認定基準

主として肝臓機能障害の重症度分類であるChild－Pugh分類（※）によって判定します。

3ヶ月以上グレードCに該当する方が、概ね身体障害者手帳の交付対象となります。

ただし、診断前の6ヶ月間にアルコールを摂取している方等は対象とはなりません。

※ Child－Pugh分類とは？
肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値によって肝臓機能障害の重症度を評価します。

詳しい手続き方法や指定医のいる医療機関などについては、事前に市の窓口までお問い合わせください。

◎問い合わせ先

神埼市役所　高齢障害課　☎37－0111

千代田総合支所　市民福祉課　☎44－2167

脊振総合支所　市民福祉課　☎59－2111

不妊治療を支援しています

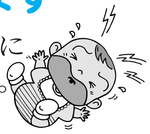

市では平成21年4月から不妊治療費に対する経費の一部助成を行っています。

○助成対象者

婚姻届を行った夫婦で神埼市に1年以上引き続き住所登録をしている方

※夫と妻のいずれも前年の所得の合計額が730万円未満であること。

○助成対象となる不妊治療

健康保険が適用されない夫婦間で行う「人工授精」「体外受精」「顕微授精」

○助成期間　通算して5年間

○平成21年度申請締切日　3月31日（水）

※ただし、2月1日から3月31日までに治療終了日がある方は、4月30日（金）まで申請を受け付けます。

詳しくは、お問い合わせください。

◎申請・問い合わせ先

神埼町保健センター　☎51－1234

有料広告

協会けんぽ加入者の皆様へ

健康保険料率が変わります。

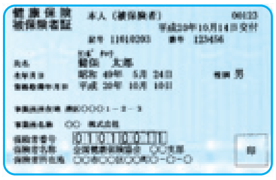

●8.25％ から **9.41％** に変わります。

（40歳～64歳の方は介護保険料 **1.50％** が加わります。）

●**平成22年3月分（4月納付分）**より変わります。

●任意継続被保険者の方は、**平成22年4月分**より変わります。

【対象者】協会けんぽ佐賀支部に加入されている方。（水色の健康保険証をお持ちの方）

お問合せ　全国健康保険協会（協会けんぽ）佐賀支部　TEL 0952－27－0612

有料広告

医療費と介護サービス費 自己負担額が高額になった方は、申請を！

同一世帯で、一年間に医療保険（国民健康保険、被用者保険など）、後期高齢医療制度、介護保険の両方を負担した場合、月単位での高額療養費及び高額介護（予防）サービス費の支給を受けてもなお残る負担を合算した額が、定められた自己負担限度額（表1）を超えたときには、その差額が高額介護合算療養費として支給されます。

対象期間

前年8月1日から7月31日までの年額で計算されます。
※初年度のみ、平成20年4月から平成21年7月までの16ヶ月間となります。

申請手続き

①支給基準日（平成21年7月31日）に加入していた医療保険窓口で申請します。
②転入・転出などで市町が変わった場合や途中で後期高齢者医療に加入したなど、医療保険が変わった場合は、それぞれの窓口で申請します。
※高額介護合算療養費は、事由発生日から2年を経過すると時効となり、申請できませんのでご注意ください。
対象期間内に複数の医療保険に加入されていた場合や市の介護保険の加入期間がない場合などは、お知らせできないこともありますので、お問い合わせください。

◎問い合わせ先
◆医療保険について
・神埼市国民健康保険加入の方
・後期高齢者医療制度加入の方
神埼市役所　市民課
☎37－0115
◆介護保険について
神埼市役所　高齢障害課
☎37－0111
※各総合支所でも相談を受け付けています。

市の医療保険（国民健康保険・後期高齢者医療）介護保険に加入されている方へ

◆支給対象者には、申請のお知らせを送付しています。

支給基準日（平成21年7月31日）時点で市の医療保険に加入している方で支給の対象の方には、12月に申請のお知らせを送付しました。

まだ申請手続きをされていない方は、印鑑と申請書を持参し、早めに申請してください。

（表1）自己負担限度額（前年8月～7月の1年間の合計）

所得区分	75歳以上	70～74歳	70歳未満
	後期＋介護	医療＋介護	医療＋介護
現役並み所得者	67万円(89万円)	67万円(89万円)	126万円(168万円)
一　　般	56万円(75万円)	56万円(75万円)	67万円(89万円)
低所得者Ⅱ	31万円(41万円)	31万円(41万円)	34万円(45万円)
低所得者Ⅰ	19万円(25万円)	19万円(25万円)	34万円(45万円)

※（　）内は平成20年4月から平成21年7月までの16ヶ月間の自己負担限度額です。
※医療保険における自己負担額は保険適用のものに限ります。

夜の市長室について

２月は、脊振総合支所で行い、４組４人が来庁されました。

これまで実施してきた「夜の市長室」は、２月までで終了させていただきました。貴重なご意見等をいただき、ありがとうございました。

◎問い合わせ先
神埼市役所　市長公室　☎37－0088

特定路外駐車場設置の届出先が変更

これまで、面積500㎡以上の路外駐車場で、利用者から駐車料金を徴収する駐車場を設置する場合、事前に必要な事項について県知事に届け出る必要がありました。

４月１日からは、神埼市内で特定路外駐車場設置を行う場合、権限委譲により、届出先が、県庁から神埼市役所へ変更となります。

◎問い合わせ先　神埼市役所　建設課　☎37－0103

有料広告

有料広告

太陽光発電システム設置費補助金申請 ～平成 22 年度から着工前申請に～

市民の皆さまからのご意見やご要望を踏まえて、「神埼市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱」を改正し、「完了後申請」から「着工前申請」に変更しました。

新要綱は、平成22年4月1日から適用しますので、申請する際にはご注意ください。

新しい「手引き」や「申請様式」は、3月下旬に公表、配布を予定しています。

詳しくは、お問い合わせください。

○平成 22 年 3 月 31 日までに 着工済みの方

旧（現行）要綱の対象です。旧（現行）様式を用いて、事業完了後に申請してください。

○平成 22 年 4 月 1 日以降に着工する方

新要綱の対象です。新様式を用いて、着工前に申請してください。

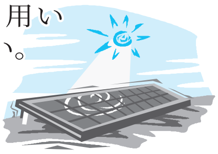

◎問い合わせ先

神埼市役所　保健環境課

☎ 37－0112

進めよう！男女共同参画 ～男女共同参画推進ネットワーク～

エプロン姿も格好良く ～男性の料理教室～

1月28日に神埼市中央公民館で、市の委託事業として、今年で4回目の「男性の料理教室」を開催しました。27人が参加し、初めての人は5人程。中には毎年参加している人もいました。

参加者はエプロンと三角巾を着け、神埼市食生活改善協議会の山口好子会長をはじめ8人の講師の指導を受けながら、素材切りから盛り付けまで手際よく、予定より早く4品の料理を作り上げました。

メニューは「鯖の梅酒煮」「ブロッコリーとヒジキのサラダ」「かきたま汁」「ミルク白玉」です。和やかな中にも、レシピを見ながら真剣な表情で調理に取り組むお父さんたちの姿がありました。

和やかな雰囲気の中で会食が行われ、「後片付けが苦手」「今後も参加したい」「家庭では肉じゃが、野菜炒め、サラダなどを作っている」「手打ちうどんを作る」などと、会話がはずんでいました。

～参加者の声から～

- 女性の大変さと有難さを再確認できた。
- 有料にして、もっと頻繁にしてほしい。
- 高齢者がすぐに作れる料理を教えてほしい。
- コミュニケーションの場づくりとして期待します。
- もっと多くの方に参加してもらいたい。

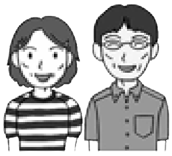

ことばの知識

「ノーマライゼーション」

障害のある人や高齢者など、社会的に弱い立場にある人も、不利を受けることなく、社会の中ですべての人々が同じように生活し、活動することが社会の本来のあるべき姿であるという考え方をいいます。

有料広告

司法書士 すえなが総合事務所

相続 ・ 売買 ・ 贈与 ・ 成年後見
多重債務 ・ 会社設立変更
その他気軽にご相談下さい（相談室あります）
営業時間：午前８時～午後6時　☎52-2079
（サピエより南に１００m）
時間外についても、電話予約可
詳しい内容は、HP 末永博義 で 検索

総合建設工事業（佐賀県知事許可 般-3806号）
株式会社 小渕建設
古代建築から一般住宅の
新築・リフォームまで確かな匠の技で
快適な住環境を提案いたします。

〒842-0011
佐賀県神埼市神埼町竹4984-11
TEL: 0952-52-4530
FAX: 0952-52-4529
E-mail : obuchikensetsu@m9.dion.ne.jp

有料広告